

■自由金利型定期預金(大口定期)規定(証書式)■

【2020年4月1日現在適用中】

「定期預金共通規定」のほか、下記規定を適用します。

1. (自動継続)

- (1) 自動継続扱いの場合、この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期)

- (1) 自動継続扱いでない場合、この預金は、証書記載の満期日以後に利息(第3条の中間払利息を除く、以下本条において同じ。)とともに支払います。
- (2) 自動継続扱いの場合、この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、証書記載の預入日(継続をしたときはその継続日。以下本条において同じ。)から満期日(継続をしたときはその満期日)の前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率、以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後に支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により継続日に支払います。また、預入日の2年後の応当日から10年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)による中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合、満期払利息はあらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により継続日に支払います。

- (2) 自動継続扱いの場合の継続を停止した場合における利息(中間払利息を除く。)は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、自動継続扱いの継続を停止した場合も同様とします。
- (4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第4項の規定により解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた別表に定める利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (預金の解約・書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109または03-5252-3772

